

広島城三の丸整備等に係る民間事業者の公募・選定支援業務 基本仕様書

1 業務名

広島城三の丸整備等に係る民間事業者の公募・選定支援業務

2 業務概要

広島城三の丸については、「広島城への来訪者のおもてなし拠点」を目指すこととしており、令和3年7月に、新たな機能導入の方針並びに整備計画及び管理運営に係る基本的な条件を定める「広島城三の丸整備基本計画」を策定し、今後、整備及び管理運営を行う民間事業者の公募・選定等を実施することとしている。

具体的に、広島城三の丸における飲食・物販施設、多目的広場及びバス乗降場その他の整備に当たっては、都市公園法に基づく公募設置管理制度（Park-PFI）等の手法を活用することとしている。

また、広島城一帯の用地及び建物の管理運営に当たっては、学芸業務を除き、同一の民間事業者が指定管理業務を担うことを想定している。

本業務は、本市が広島城三の丸の整備並びに広島城一帯の用地及び建物の管理運営に係る民間事業者の公募・選定を的確に実施することができるよう、民間事業者の公募から事業者選定、協定等の締結までに必要となる各種検討や公募に要する資料の作成等を行うものである。

3 業務期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

4 業務範囲

広島城一帯の用地及び建物（別紙のとおり）

5 業務内容

広島城三の丸の整備並びに広島城一帯の用地及び建物の管理運営について、公募設置管理制度（Park-PFI）及び指定管理者制度を活用することを念頭に、以下の業務を実施する。

(1) 前提条件の精査

令和2年度に実施した「広島城三の丸整備基本計画策定支援等業務」（以下「過年度業務」という。）の成果を基に、公募に必要な諸条件を整理する。なお、公募に当たっては、多種多様な条件を設定する必要があることから、都市公園の質の向上、利用者の利便性の向上、着実かつ安定的な事業の実現性、本市の費用負担の低減といった様々な視点から精査する。

(2) 既存施設の撤去等に係る検討

広島城三の丸の整備に伴い撤去が必要となる既存施設について、撤去等に係る検討を実施する。

なお、詳細については、特記仕様書に明示する。

ア 施設撤去検討

イ 仮設構造物詳細設計（切梁式2段を想定）

ウ 関係機関との協議

(3) 事業スキームの精査等

過年度業務の成果並びに(1)及び(2)の結果等を踏まえ、公募のために必要となる事業スキーム（対象施設、業務範囲、事業期間、リスク分担、事業収支等）の精査を行う。

(4) 公募設置等指針（案）及び要求水準書（案）の作成支援

(3)の結果等を踏まえ、事業内容の詳細や事業者選定スケジュール、選定方法、参加資格要件、リスク分担等を示した公募設置等指針（案）及び要求水準書（案）を作成する。

6 特記事項

(1) 受注者は、本市が令和3年度中に策定を予定している「広島城展示基本計画（仮称）」の検討内容等を踏まえ、本業務を実施すること。なお、「広島城展示基本計画（仮称）」の検討内容等については、本市から受注者に対して適宜提供する。

(2) 令和3年度においては、公募・選定支援業務のうち、公募設置等指針（案）及び要求水準書（案）の作成までを行うこととし、令和4年度においては、別途契約を締結の上、以下のア～コに係る支援等業務を実施する予定としている。

ア 公募設置等指針及び要求水準書の作成

イ 本市の費用負担額の算定

ウ 協定書（案）及び契約書（案）の作成

エ 審査基準書の作成

オ 様式集の作成

カ 民間事業者からの質問に対する回答の作成

キ 提案書の審査

ク 選定審議会の運営

ケ 協定等の締結

コ モニタリング方法の検討

7 スケジュール

広島城三の丸整備等に係る民間事業者の選定に当たっては、令和5年2月頃に基本協定等を締結することを想定している。ただし、業務の進捗状況により変更することがある。

年 月	実 施 内 容
令和4年3月頃	公募設置等指針（案）及び要求水準書（案）の作成
令和4年7月頃	公募開始
令和4年12月頃	民間事業者の選定
令和5年2月頃	基本協定等の締結

8 その他

(1) 業務の前提となる本市資料等の活用について

本業務の実施に当たっては、以下の資料を参考とすること。

- ・広島城基本構想（令和2年5月）

- ・広島城三の丸整備基本計画（令和3年7月）
- ・広島城のあり方に関するニーズ・サウンディング調査（令和2年2月）
- ・中央公園の今後の活用に係る基本方針（令和2年3月）
- ・中央公園サッカースタジアム（仮称）基本計画（令和2年3月）
- ・広島城三の丸にぎわい施設等整備・運営事業（仮称）におけるサウンディング調査（令和3年3月）
- ・旧広島市民球場跡地整備等事業公募設置等指針（令和3年3月）
- ・中央公園広場エリア等整備・管理運営事業公募設置等指針（令和3年4月）
- ・三の丸における既往の地質調査資料
- ・シールドトンネル等、近接する構造物の設計計算書と竣工図
- ・撤去対象となる既存施設に関する竣工図、数量計算書、設計計算書

(2) その他の業務との連携について

受注者は、本業務に関連する他業務との綿密な連携を図るための本市の内部調整等に協力すること。

(3) 電子納品について

ア 本業務は、電子納品対象業務とする。

イ 電子納品とは、公共事業における調査、設計、工事など各業務段階の成果物を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「広島市電子納品の手引」（以下「手引」という。）に基づいて作成したものを指す。

ウ 成果物は、「手引」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-Rを原則とする）で2部、電子データの印刷物（簡易製本）3部、原図（成果物として指定のある場合）一式を提出すること。

エ 電子納品に当たっては、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で提出すること。

(4) 打合せについて

本業務における打合せは、着手時、中間時、成果物提出時を予定している。ただし、協議の上、本市が必要と判断した場合には随時実施すること。

(5) 議事録の作成等について

本業務において打合せ、関係機関等との協議、関係者へのヒアリング等を行う場合は、必要な資料を作成するとともに、終了後速やかに議事録を作成し提出すること。

(6) その他

仕様書に定めのない事項については、本市と協議して定めるものとする。

